



市章

大津市公報

平成27年1月30日
号外(第5号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規 則**
- 3 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1
 - 4 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年1月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第3号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第9号に掲げる施設において乳幼児健診を受診する場合」を「第8号から第10号まで及び第14号に掲げる施設を使用する場合」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

大津市教育相談センター

第10条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

大津市子ども発達相談センター

第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「施設」の次に「又は来庁した機関」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる市の機関に諸手続、相談等をするため来庁する者又は当該機関が開催する会議の出席者が明日都浜大津公共駐車場に自動車を駐車する場合は、駐車開始後30分を経過した時から2時間30分に限り、条例第5条の規定により駐車料金を免除する。

保健総務課

衛生課

保健予防課

健康推進課

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第4号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第9号に掲げる施設において乳幼児健診を受診する場合」を「第8号から第10号まで及び第14号に掲げる施設を使用する場合」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

大津市教育相談センター

第9条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

大津市子ども発達相談センター

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「施設」の次に「又は来庁した機関」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる市の機関に諸手続、相談等をするため来庁する者又は当該機関が開催する会議の出席者が自動車を駐車する場合は、駐車開始後30分を経過した時から2時間30分に限り、条例第5条の規定により駐車料金を免除する。

保健総務課

衛生課

保健予防課

健康推進課

附 則

この規則は、平成27年2月2日から施行する。